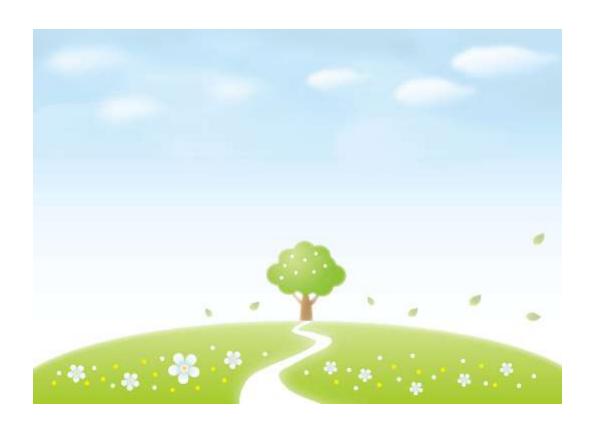
# 平成25年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要



和歌山県企画部人権局



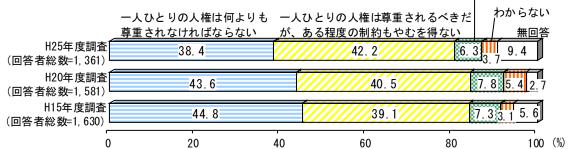
# 平成25年度人権に関する県民意識調査結果の概要

### 人権全般に関する県民意識

問1

あなたは、人権についてどのようにお考えですか。

人権という名のもとに、権利の乱用がみられる ことがあるので、むしろ制限されるべきである



問2

「人権」に関する次の A から C の各設問について、あなたはどのようにお考えですか。

#### 【A 今の和歌山県では人権は、十分守られている】

あまりそう思わない そうは思わない まあそう思う どちらともいえない 無回答 H25年度調査 7. 3 40.6 35.7 9. 8 (回答者総数=1,361) H20年度調査 6. 6 10.3 36. 2 38. 9 (回答者総数=1,581) H15年度調査 7. 5 34. 5 34.4 12.0 (回答者総数=1,630) 100 (%) 20 60 40

#### 【B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われている】

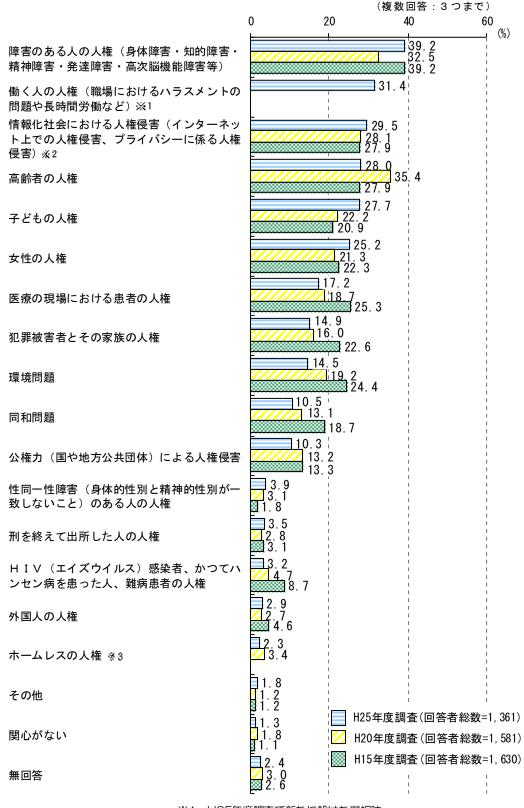
そうは思わない まあそう思う どちらともいえない あまりそう思わない 無回答 H25年度調査 (回答者総数=1,361) 5.7 27.9 42.0 16. 1 H20年度調査 38. 9 26. 9 19.1 (回答者総数=1,581) H15年度調査 32. 0 8.2 28. 1 19.0 (回答者総数=1,630) 20 40 60 100 (%)

#### 【C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている】

そうは思わない そう思う まあそう思う どちらともいえない あまりそう思わない 無回答 H25年度調査 20.4 46.3 16.5 (回答者総数=1,361) H20年度調査 10.2 26.3 36.7 16. 3 (回答者総数=1,581) H15年度調査 28. 7 30.2 13.7 15.3 (回答者総数=1,630) 0 20 40 60 80 100 (%)



#### 次にあげる人権課題の中で、あなたが特に関心をもっているものは 何ですか。



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※2 H15・20年度は「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」※3 H20年度調査で新たに設けた選択肢

発達障害:自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、 その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの 高次脳機能障害:脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因

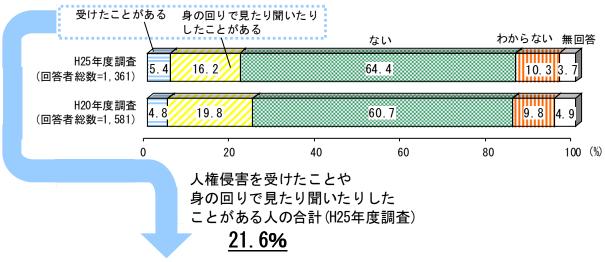
して日常生活・社会生活に制約を受ける障害



### 人権侵害を受けたり見聞きした経験

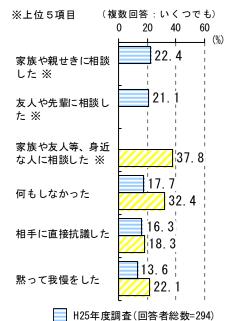


あなたは、過去5年間に、人権侵害(差別・虐待など)を受け たことや身の回りで見たり聞いたりしたことがありますか。



#### どのような人権課題に 関わる内容ですか。 (複数回答:3つまで) 働く人の人権(具体的な内容) ※上位5項目 1位 職場におけるハラス 10 20 30 40 50 **-** (%) メント 2位 あらぬうわさ、他人か 36. 1 働く人の人権 らの悪口、かげ口 暴言や脅し、無視など による精神的な苦痛 子どもの人権(具体的な内容) 24.8 子どもの人権 育児や介護・世話の放 29.0 棄、放任 2位 暴力行為 3位 学校や地域における 19. 7 いじめ 女性の人権 25.2 女性の人権(具体的な内容) 1位 暴言や脅し、無視など による精神的な苦痛 18.0 障害のある人の 1位 性的行為の強要や不快 人権 な性的言動 17.7 3位 暴力行為 17.7 障害のある人の人権(具体的な内容) 高齢者の人権 1位 あらぬうわさ、他人からの 22.4 悪口、かげ口 勝手に財産や金銭を使用さ れたり、生活に必要な金銭 ── H25年度調査(回答者総数=294) を使わせない // H20年度調査(回答者総数=389) 2位 学校や地域におけるいじめ 高齢者の人権(具体的な内容)

あなたは、人権侵害 (差別・虐待など) を受けたときや身の 回りで見たり聞いた りしたときにどうし ましたか。

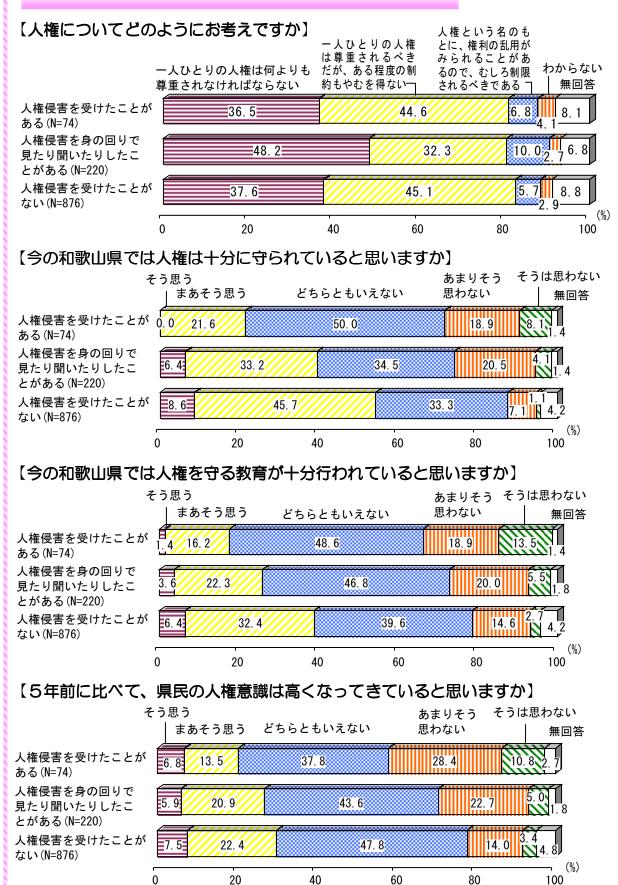


※H2O年度の「家族や友人等、身近 な人に相談した」は、H25年度で は「家族や親せきに相談した」と 「友人や先輩に相談した」に分け て調査を実施した。

// H20年度調査(回答者総数=389)

- 1位 育児や介護・世話の放棄、放任
- 2位 暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛
- 3位 勝手に財産や金銭を使用されたり、生活に必要な金 銭を使わせない

#### 人権侵害を受けたり見聞きした経験別の県民意識

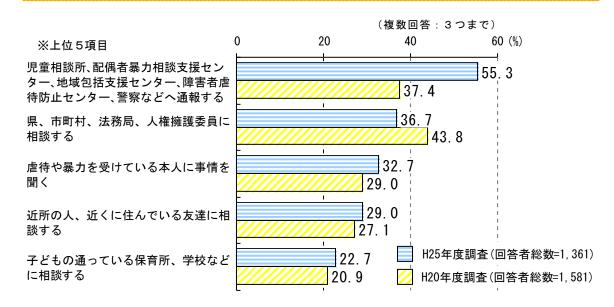




#### 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知ったときの対応

問5

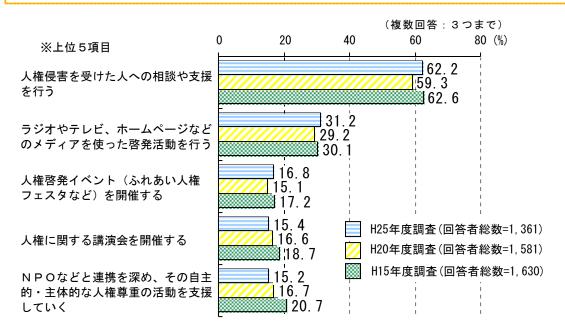
子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力が、あな たのまわりで起きていることを知った場合、あなたならどのように 対応すると思いますか。



#### 和歌山県人権啓発センターで関心のある取組

問6

すべての人の人権が尊重される社会の実現のため、和歌山県や(公財)和歌山県人権啓発センターでは次のような取組を行っていますが、その中で関心があるのはどの取組ですか。

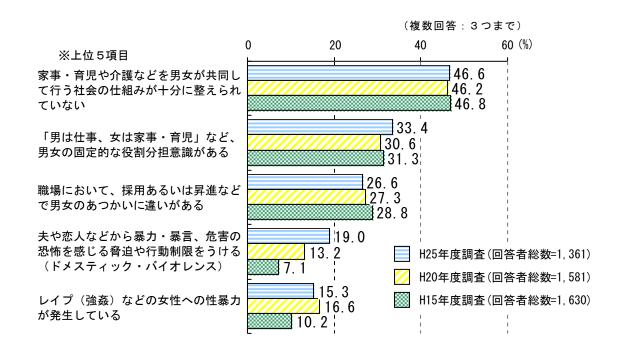




### 女性の人権に関する県民意識

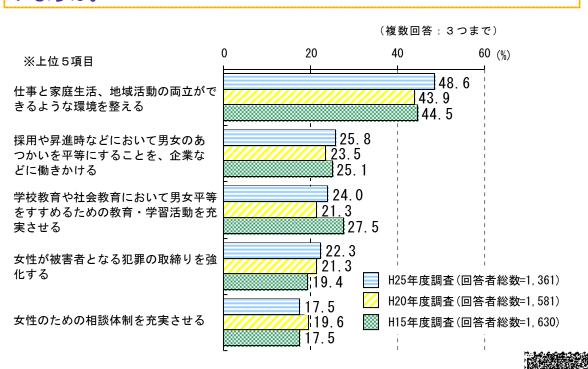


女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



# 問8

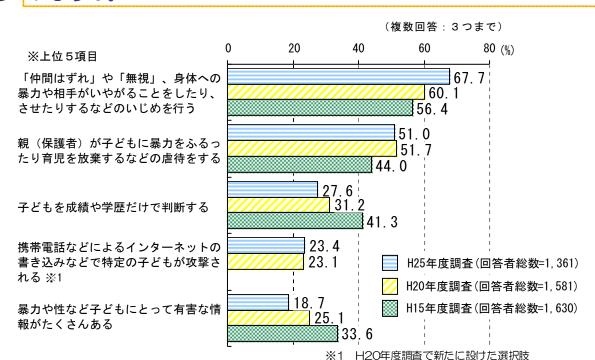
# 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。



### 子どもの人権に関する県民意識



子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



問 10

#### 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと 思いますか。

#### ※上位5項目

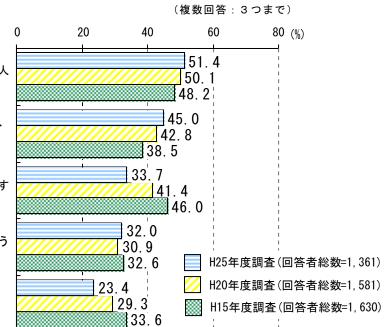
子どもに自分を大切にし、また、他人 も大切にする思いやりを教える

家庭・学校・地域の結びつきを強め、 地域の人々が子どもに積極的に関わ り、地域で子どもを育てる

家庭での親(保護者)の子どもに対す るしつけ方や教育力を向上させる

子どもの個性や自主性を尊重するよう な社会をつくりあげる

教師の人権意識、指導力を高める

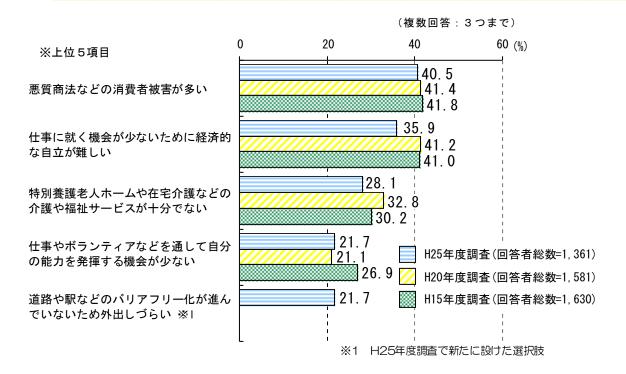




# 高齢者の人権に関する県民意識

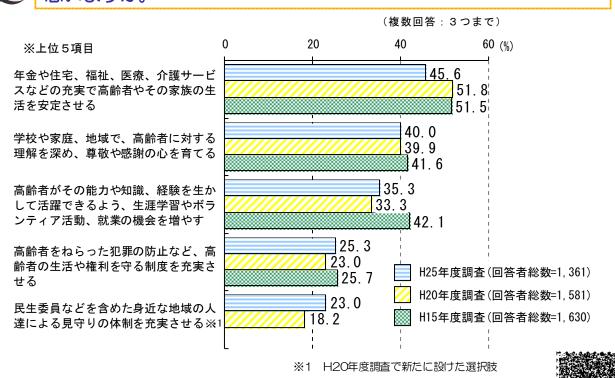


高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



# 問 12

#### 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと 思いますか。



### 障害のある人の人権に関する県民意識

(複数回答:3つまで)

40

21.4

23. 0

15.0

15.9

15.1

3.7

16.8

19. 3

34.8

60

48. 6 44. 5

45.5

44.7

80

63.3

· (%) 61.2

### 問 13

障害(身体障害・知的障害・精神障 害・発達障害・高次脳機能障害等) のある人の人権に関する事柄で、特 にどのようなことが問題だと思いま すか。

20



障害のある人に関する人々の 認識が十分でない

仕事に就く機会が少なく、ま た障害のある人が働くための 職場の環境整備が十分でない

道路や駅などのバリアフリー 化が進んでいないため外出し づらい

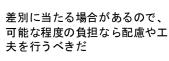
障害のある人を避ける、ある いは傷つける言葉や障害をた とえた表現を使う

身近な地域での福祉サービス が十分でない

- H25年度調査(回答者総数=1,361)
- H20年度調査(回答者総数=1,581)
- H15年度調査(回答者総数=1,630)

# 問 14

障害のある人とない人が同じように 生活するためには、いろいろな配慮 や工夫が必要になることがありま す。こうした配慮や工夫を行わない ことが「障害を理由とする差別」に あたると思いますか。また、こうし た配慮や工夫を行うには経済的な負 担(行政又は事業所等による費用負 担)を伴うこともありますが、どう すべきだと思いますか。



差別に当たるので、負担の程度 にかかわらず配慮や工夫を行う べきだ

不便は理解できるが、差別に当 たるとは思わない

差別に当たる場合があるので、 負担が無いかごくわずかですむ なら配慮や工夫を行うべきだ



10 20 30 40 50

H25年度調査(回答者総数=1,361)

H20年度調査(回答者総数=1,581)

# 問 15

障害のある人の人権を守るた めには、特にどのようなこと が必要だと思いますか。

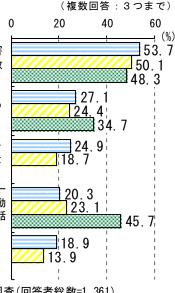
#### ※上位5項目

学校教育や社会教育において、障害 のある人への理解を深めるための教 育・学習活動を充実させる

障害のある人の仕事に就く機会をつ くる

学校卒業後も一貫して的確な支援を 行うため、関係機関と連携を図るな どネットワークを構築する※1 安心して外出できるようバリアフリー 化をすすめるとともに、スポーツ活動 や文化活動に参加しやすい環境(手話 通訳、点字資料の設置等)を整える

学校における特別支援教育を充実さ せる※L



H25年度調査(回答者総数=1.361)

H20年度調査(回答者総数=1,581) H15年度調査(回答者総数=1,630)

※1 H20年度調査で新たに設けた選択肢



### 同和問題に関する県民意識

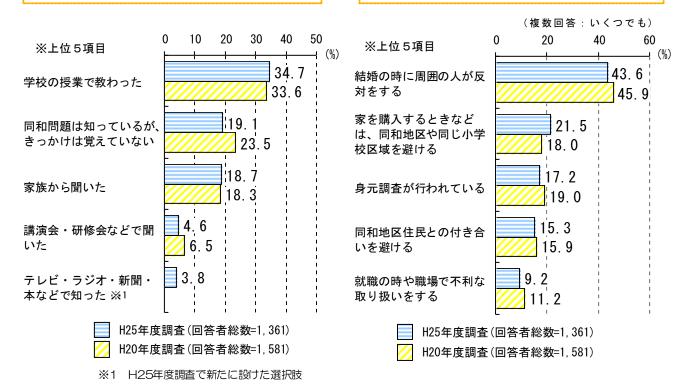
問 17

同和問題に関して、現在、どのよ

うな問題があると思いますか。

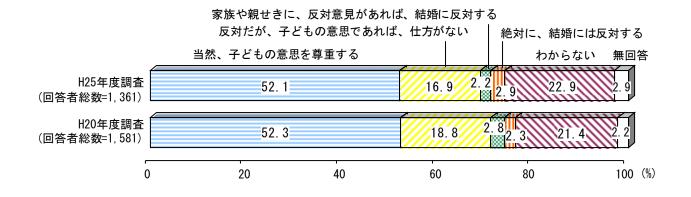
問 16

同和問題について、どういうきっかけで知りましたか。



(問 18

仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。

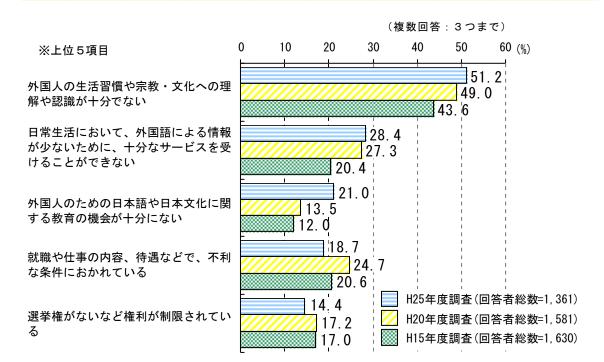




### 外国人の人権に関する県民意識

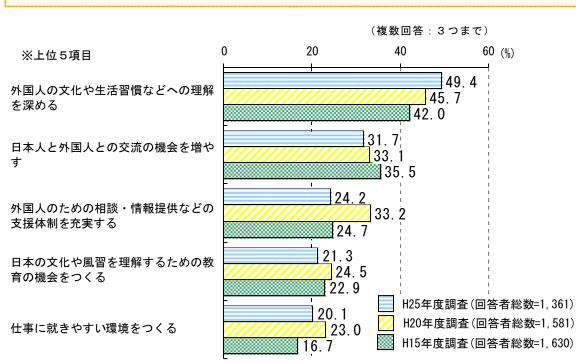


日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



問 20

# 日本に居住する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。





# HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権に関する県民意識



HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。

※上位5項目

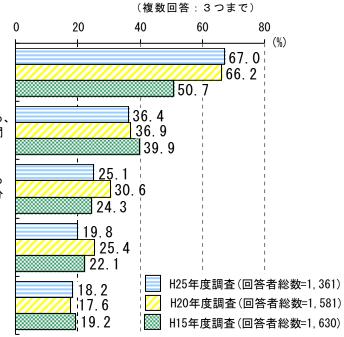
病気についての理解や認識が十分でない

病気の後遺症が残っている、感染している、 難病であるというだけで本人や家族が世間 から好奇または偏見の目で見られる

医療保険の対象とならない治療方法がある などの理由で、医療費が高額になり、十分 な治療が受けられない

医療施設や療養環境が十分でない

患者の社会復帰が困難である



問 22

HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

※上位5項目

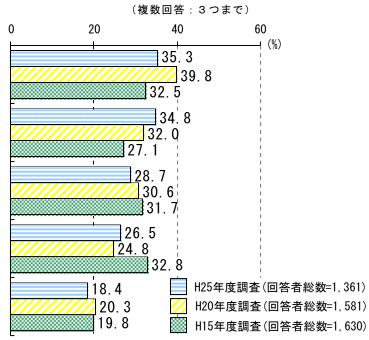
医療保険制度を充実させる

「世界エイズデー (12月1日)」や「ハンセン病を正しく理解する週間 (6月25日を含む週)」など各種イベントを通して、病気について正しい知識・科学的な知識の普及啓発を行う

病気に対する予防策を充実する

医療行為について十分な説明を行い、本人 の納得を得たうえで医療行為を行う

相談・支援体制を充実する





### 犯罪被害者とその家族の人権に関する県民意識



犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



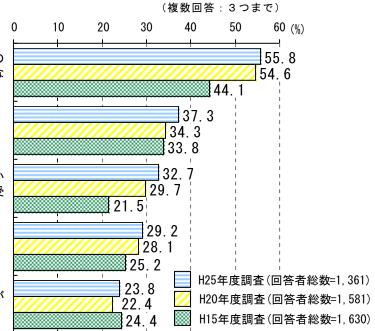
マスメディアによる行き過ぎた取材の ため日常的な生活を送ることができない

被害者の写真や履歴などが公表され、 プライバシーが侵害されている

被害や被害者自身について周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている

捜査や裁判に関して心理的・時間的・ 経済的な負担が大きい

被害者に対する相談・支援機関などが 十分でない



# 問 24

# 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

#### ※上位5項目

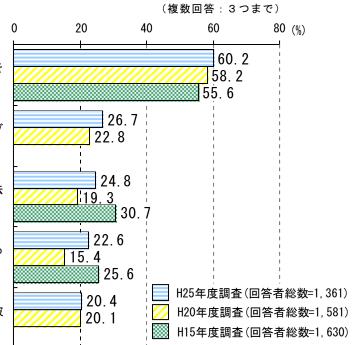
マスメディアによる行き過ぎた取材を 規制する

精神面に対する治療やカウンセリング を充実させる ※I

被害者のプライバシーを守るため、法 律や条例をつくる

加害者の仕返しなどから被害者を守る 体制を整える

被害者への法律アドバイスの充実(被害者に理解のある弁護士の確保)※|







### 情報化社会における人権侵害に関する県民意識



インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか。



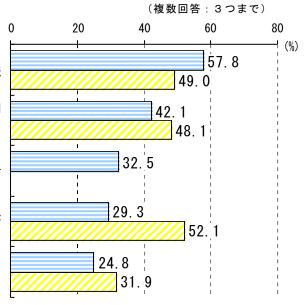
インターネット上に他人を誹謗中傷する 表現や差別を助長する表現を用いた情報 を掲載すること

子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること

個人情報の流出により知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘をうけること ※1

出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発 する場となっていること

個人情報の不正な調査や取扱い、横流し、流出等が発生していること



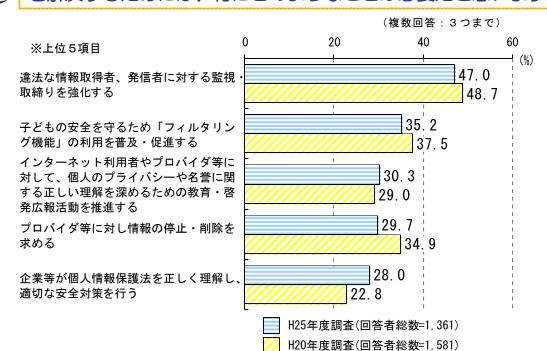
H25年度調査(回答者総数=1,361)

// H20年度調査(回答者総数=1,581)

※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

# 問 26

# インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。



プロバイダ:インターネットへの接続サービスを提供する事業者

フィルタリング機能:ブラックリスト方式:インターネット上のサイトを一定基準で評価判別し、

違法・有害サイトなどを選択的に排除する機能

ホワイトリスト方式:子どもにとって安全で有益と思われるホームページの リストを作り、これらのホームページ以外のページを

見せないようにする機能



## 医療の現場における患者の人権に関する県民意識



医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心があるのはどのようなことですか。



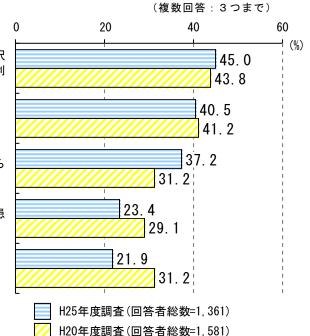
医師から治療について、その方法を選択 し承諾するのに必要な情報を受ける権利 (インフォームドコンセント)

救急患者の受け入れ拒否

診断を受けた医師とは異なった医師から の意見聴取 (セカンドオピニオン)

救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態

医療過誤(医療ミス)



# 問 28

医療の現場における患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

#### ※上位5項目

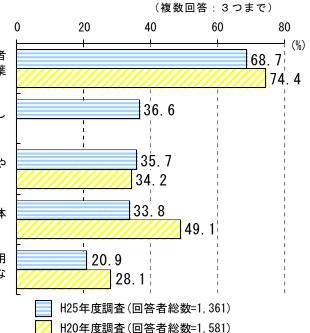
医療行為の内容について、医師等が患者 本人または家族に対し分かりやすい言葉 で十分な説明を行う

患者やその家族が、医療について相談し やすい体制をつくる※I

治療に当たっては、患者や家族の意志や 考え方を尊重する

医師等の増員など救急患者の受け入れ体 制の整備を図る

小児救急電話相談など、救急外来の利用 に際し、適正な受診を選択できるような 取り組みを行う



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢



小児救急電話相談:休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がよいのかなど迷ったときに、小児科医師・看護師へ電話による相談ができるもの

### 働く人の人権に関する県民意識



働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。



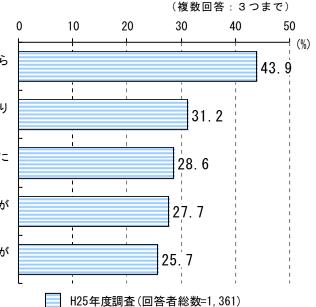
長時間労働や休暇の取りにくさなどから 健康で文化的な生活がおくれない

育児や介護との両立に必要な休暇がとり づらい

不当に解雇されることや自主的な退職に 追いこまれる

非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が 大きくなっている

定年退職後も働き続けられる雇用環境が 整備されていない



# 問 30

#### 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思い ますか。



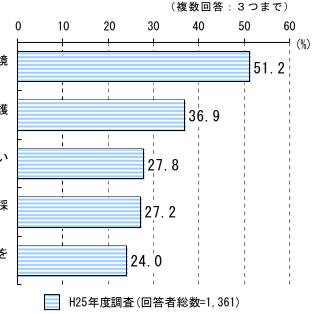
超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境 を整備する

育児・介護休業制度などの子育てや介護 に関する制度を充実する

定年の引き上げなど高齢者が働きやすい 制度を充実する

本人の適性と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発を実施する

非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を 縮小する





#### 県民意識調査の実施概要

■ 調査目的: 県民の人権に関する意識等の実態を把握し、和歌山県の人権関連施策の基本的

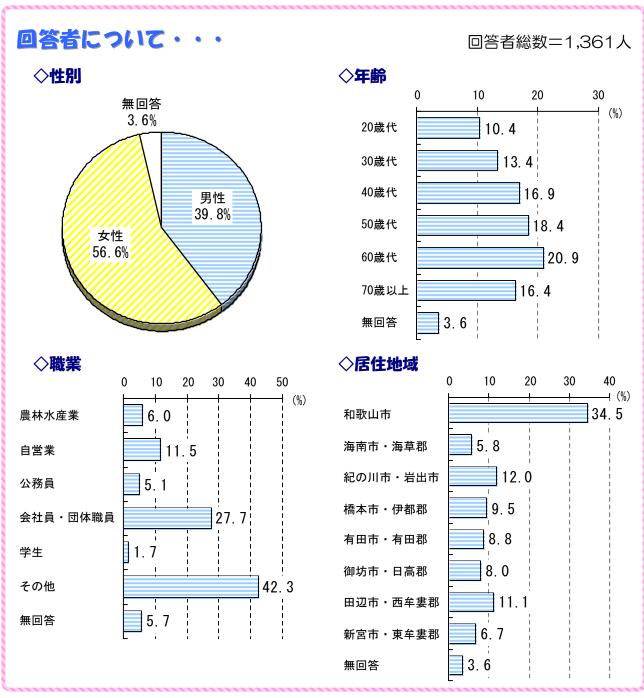
方向を検討するための基礎資料とする。

■ 調査対象: 満20歳以上の県民3,000人

■ 調査方法: 郵送による調査票の配布・回収

■ 有効回答数(率):1,361件(45,6%)

■ 調査期間: 平成25年6月1日~6月21日





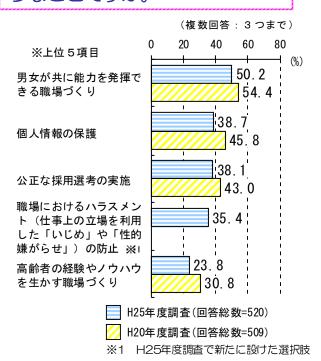
17

# 平成25年度人権に関する事業所アンケート調査結果の概要

## 人権に関する各事業所の取組

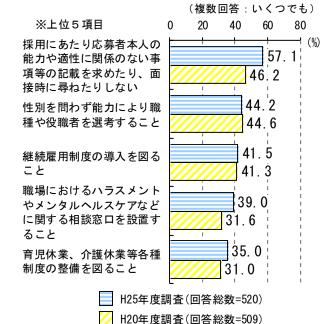


人権に関する事柄で、貴社におい て、特に関心があることはどのよ うなことですか。





人権に関する取組の中で、貴社において、特に取り組まれていることは何ですか。





#### 人権に関する取組の中で、貴社において、取り組もうとしているこ とは何ですか。

※上位5項目

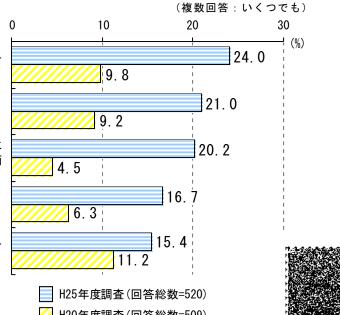
性別を問わず能力により職種や役職者を 選考すること

人権に関する研修を実施すること

採用にあたり応募者本人の能力や適性に 関係のない事項等の記載を求めたり、面 接時に尋ねたりしない

継続雇用制度の導入を図ること

個人情報の管理に対し、マニュアル等を 作成し漏洩防止に努めること

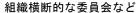


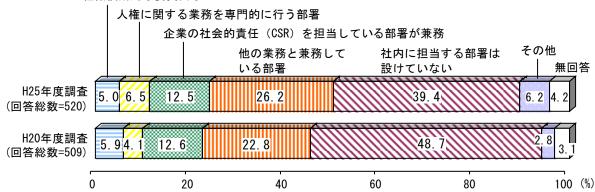
🖊 H20年度調査(回答総数=509)

18



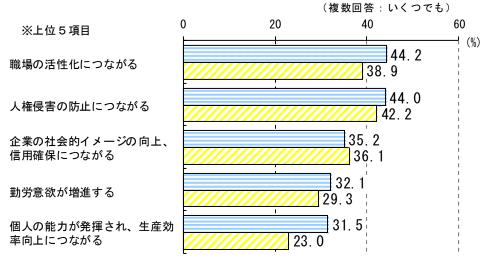
#### 人権に関する取組みは、主にどの部署で取り組まれていますか。





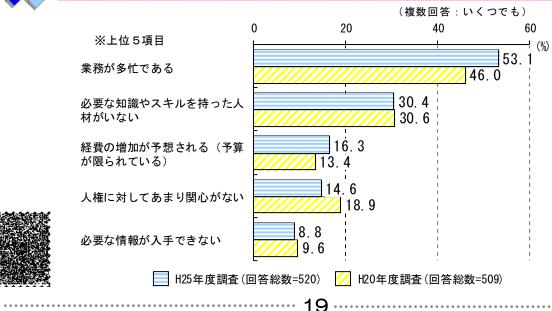


#### 人権に関する取組を通じ、社内の人権意識が高まることによる効果 して、どのようなことがあると考えられますか。



── H25年度調査(回答総数=520) // H20年度調査(回答総数=509)

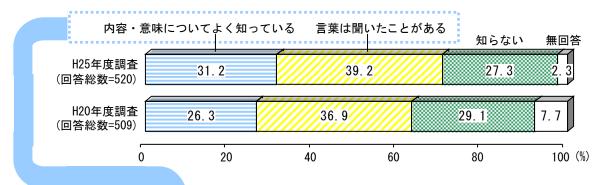
#### 、権に関する取組をすすめるうえでの問題点は何ですか。



# 事業所におけるCSRについての考え



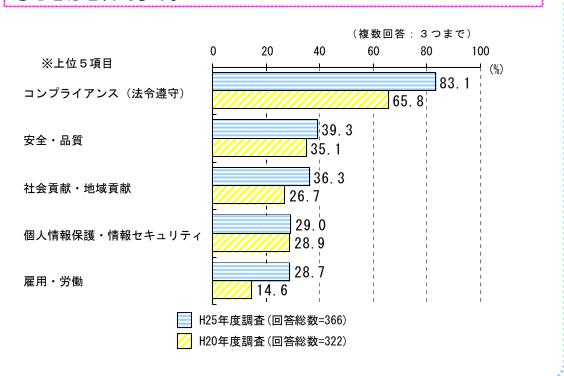
企業は利益の追求だけではなく、環境・安全・人権など社会に与える影響に配慮した行動をとる「企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)」の考え方について知っていますか。



認知度(H25年度調査) 70.4%



CSRの考え方の中で、貴社において、重要な取組と認識されていることはどれですか。

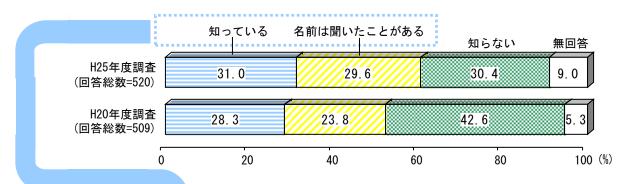




## 和歌山県人権啓発センターの取組についての考え



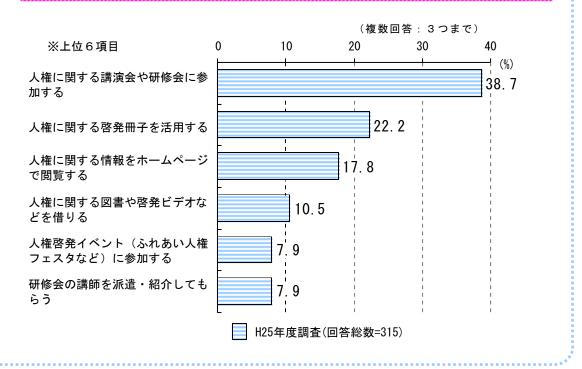
あらゆる人権問題に関する啓発活動の推進と情報発信の拠点である「(公財)和歌山県人権啓発センター」のことを知っていますか。



認知度(H25年度調査) 60.6%



(公財)和歌山県人権啓発センターをどのように利用されていますか。



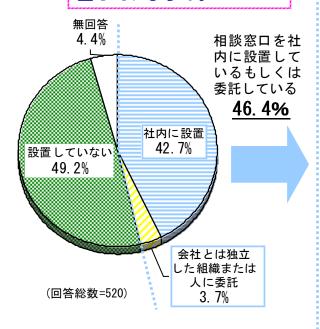


21 .....

# 職場におけるハラスメントについての考え

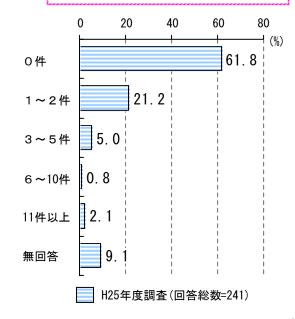


職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設置していますか。



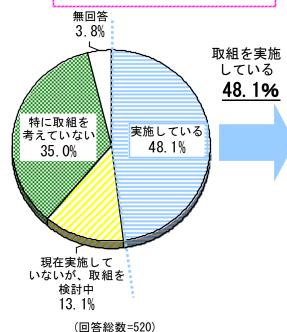
間

過去3年間(平成22年4月~ 平成25年3月)で、職場にお けるハラスメントに関する 相談の延べ件数をお教えく ださい。



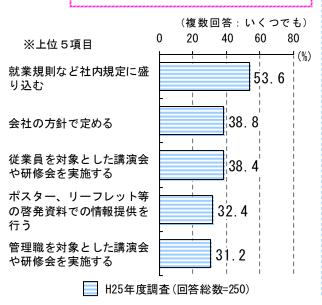
**問**13

貴社において、職場におけるハラスメントの予防・解決のための取組を実施していますか。



唐14

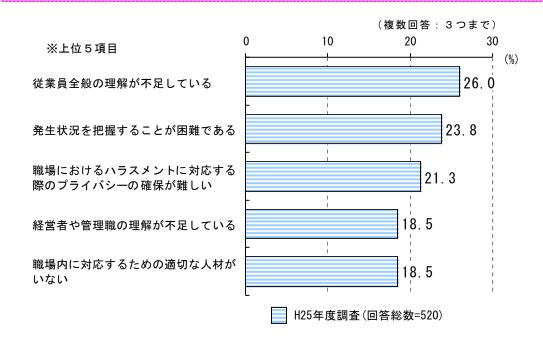
職場におけるハラスメントの 予防・解決のためにどのよう な取組を実施していますか。







#### 職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で、どのようなこと が課題だと思いますか。





#### 事業所調査の実施概要

■ 調査目的: 県内事業所の人権に関する意識等の実態を把握し、和歌山県の人権関連施策の

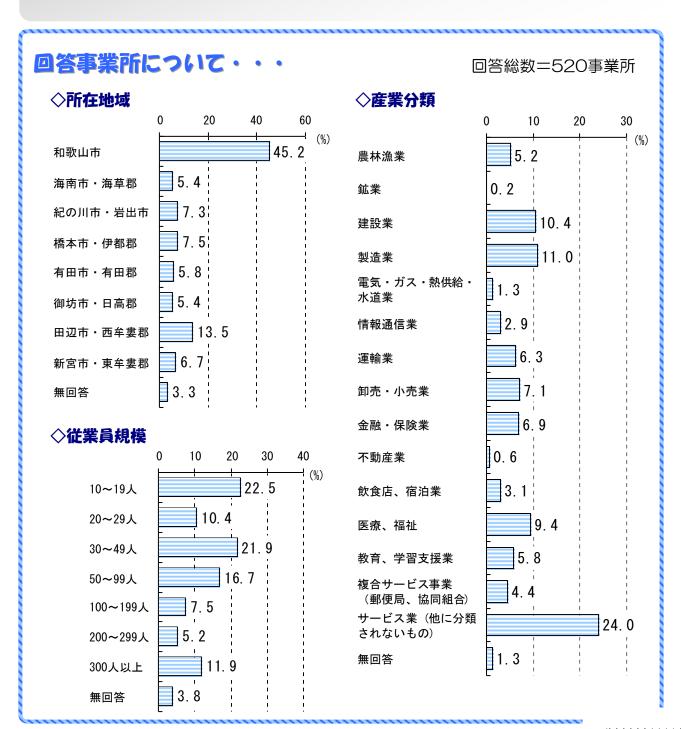
基本的方向を検討するための基礎資料とする。

■ 調査対象: 民営事業所1,000事業所

■ 調査方法: 郵送による調査票の配布・回収

■ 有効回答数 (率):520件(53.9%)

■ 調査期間: 平成25年6月1日~6月21日





# 人権に関する相談窓口一覧

和歌山県では、人権に関する様々な相談窓口を開設しています。気がかりなことや 困ったことなどがあれば、気軽にご相談ください。

| 内容     | 相談窓口   |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|
|        | 人権ホットライン   |  |  |  |  |  |
| 人権     | <b>県人権啓発</b>   |  |  |  |  |  |
|        | │ <sub>ね、╭々一</sub> │ 弁護士による法律相談(血接・要予約)  |  |  |  |  |  |
|        | IEL 0/3-435-5420 FAX. 0/3-435-5421 相談日=第2・4木曜日 13:00~16:00   |  |  |  |  |  |
| 全般     | 和歌山ビッグ愛 (注1) 2階  |  |  |  |  |  |
| ± 77.  | 県庁人権局  |  |  |  |  |  |
|        | TEL: 073-441-2563 FAX: 073-433-4540 相談日=月~金曜日 9:00~17:45   |  |  |  |  |  |
|        | 各振興局総務県民課(電話番号は P26 をご参照ください)<br>相談日=月~金曜日 9:00~17:45  |  |  |  |  |  |
|        | <b>児童相談所</b> 相談日=月~金曜日 9:00~17:45  |  |  |  |  |  |
|        | 県子ども・女性・障害者相談センター(子ども相談課)  |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 073-445-5312 和歌山市毛見 1 4 3 7 - 2 1 8   |  |  |  |  |  |
|        | 県紀南児童相談所   |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 0739-22-1588 田辺市新庄町3353-9   |  |  |  |  |  |
|        | 県紀南児童相談所新宮分室 <b>2000年</b> 1000年 10 |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 0735-21-9634 新宮市緑ヶ丘2-4-8  |  |  |  |  |  |
|        | 子どもと家庭のテレフォン110番   |  |  |  |  |  |
|        | <u> </u>   |  |  |  |  |  |
|        | 県教育センター学びの丘(教育相談課)   |  |  |  |  |  |
|        | (教育相談電話)<br>- Tan 0720 22 1000 日はTan 072 422 7000  |  |  |  |  |  |
| 子ども・   | Tel. 0739-23-1988 又はTel. 073-422-7000<br>  相談日=月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00(年末年始・祝日を除く)  |  |  |  |  |  |
| 若者     | (いじめ相談電話) Tel. 073-422-9961  |  |  |  |  |  |
| 71 1   | インプログログログログ 18:00 422 3361   |  |  |  |  |  |
|        | 上記の時間以外は案内メッセージ  |  |  |  |  |  |
|        | 県警察本部ヤングテレフォン・いじめ110番  |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 073-425-7867  |  |  |  |  |  |
|        | 相談日=月~金曜日 9:00~17:45 夜間及び土・日曜・祝日は当直  |  |  |  |  |  |
|        | 若者総合相談窓口 With You(ウィズ・ユー)  |  |  |  |  |  |
|        | <b>電話相談</b> TEL. 073-428-0874 (おはなし)   |  |  |  |  |  |
|        | 相談日=月~金曜日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)   |  |  |  |  |  |
|        | メール相談 http://with-you-wakayama.jp(パソコン専用)  |  |  |  |  |  |
|        | http://with-you-wakayama.jp/mobile/(携帯電話専用) <b>FAX相談</b> FAX.073-428-0880  |  |  |  |  |  |
|        | メール相談及びFAX相談は、返信に数日要する場合があります。   |  |  |  |  |  |
| EB.144 | 県男女共同参画センター"りいぶる"男性電話相談  |  |  |  |  |  |
| 男性     | Tel. 073-435-5246 相談日=第2水曜日 16:00~20:00  |  |  |  |  |  |
|        | 県成年後見支援センター  |  |  |  |  |  |
| 高齢者    | Tel. 073-435-5248 相談日=月~金曜日 9:00~17:30   |  |  |  |  |  |
|        | 和歌山ビッグ愛(注1)7階 県社会福祉協議会内  |  |  |  |  |  |
|        | 地域包括支援センター(注2)でも相談を受け付けています。   |  |  |  |  |  |
|        | <b>(一社) 和歌山県認知症支援協会</b><br>  Tel.0120-969-487 / Tel.073-423-5771   |  |  |  |  |  |
| 認知症    | 相談日=月~金曜日 10:00~15:00 (祝日を除く)  |  |  |  |  |  |
|        | 和歌山市四番丁52 ハラダビル2階  |  |  |  |  |  |
|        | <b>地域包括支援センター</b> (注2)でも相談を受け付けています。   |  |  |  |  |  |
| 障害の    | 障害者権利擁護相談(弁護士相談)   |  |  |  |  |  |
| ある人    | 和歌山弁護士会  |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 073-422-4803 FAX. 073-436-5322  |  |  |  |  |  |
|        | 和歌山弁護士会館(和歌山市四番丁5番地)<br>   |  |  |  |  |  |
|        | │ 橋本保健所<br>│ 田辺保健所   |  |  |  |  |  |
|        | 田辺保健所<br>  新宮保健所   |  |  |  |  |  |
|        | <b>新呂床曜別</b><br>  事前予約が必要  |  |  |  |  |  |
|        | 事前で利が必要<br>相談日時については、年度により異なるため、詳細は障害福祉課にお問い合わせ下さい。<br>Ta.073-441-2530 FAX.073-432-5567  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |
|        | 県発達障害者支援センター ポラリス  |  |  |  |  |  |
|        | Tel. 073-413-3200 FAX 073-413-3020   |  |  |  |  |  |



Tel. 073-413-3200 FAX. 073-413-3020 相談日=月~金曜日 10:00~16:00 (水曜日の午前中を除く) 和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内

| 内容         | 相談窓口   |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|--|
|            | <b>県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課)</b> TEL. 073-445-0793 相談日= (電話) 毎日 9:00~22:00 (面接) 月~金曜日 9:00~17:45 各振興局健康福祉部でも相談を受け付けています。  |  |  |  |  |  |
|            | 記録 (日本 日本 日   |  |  |  |  |  |
|            | 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine(マイン)」<br>Tel. 073-444-0099(オーエンキューキュー)  |  |  |  |  |  |
| 女性         | (相談・医療)平日 9:00~17:00 (土·日は 16:30 まで) ※祝日・年末年始を除く<br>緊急医療(避妊等)は毎日 9:00~22:00 まで ※年末年始を除く  |  |  |  |  |  |
|            | 総合相談(電話・面接) Tel. 073-435-5246<br>相談日=(電話)火〜土曜日9:00~20:00(日曜は16:30まで)<br>(面接・女性のみ)火〜土曜日9:00~16:30(日曜は15:00まで)<br>サンターりいぶる 相談日=第1~3金曜日 13:00~16:40<br>法律相談(面接)   |  |  |  |  |  |
|            | 相談日=不定期 13:00~14:50<br>  和歌山ビッグ愛 (注1) 9階   |  |  |  |  |  |
|            | 保健師による電話・メール相談<br>医師による面接相談(要予約)<br>相談日= (電話) 月~金曜日 9:00~17:45<br>岩出保健所 Tet. 0736-61-0049<br>湯浅保健所 Tet. 0737-64-1294<br>田辺保健所 Tet. 0739-22-1200 (内線 672)<br>メール相談 e0412004@pref. wakayama. lg. jp  |  |  |  |  |  |
| HIV · AIDS | エイズ夜間電話相談  |  |  |  |  |  |
| ハンセン       | 県庁健康推進課 ハンセン病相談窓口  |  |  |  |  |  |
| 病          | TEL. 073-441-2643 FAX. 073-428-2325<br>相談日=月~金曜日 9∶00~17∶45  |  |  |  |  |  |
| 難病患者       | <mark>県難病・子ども保健相談支援センター</mark><br>  TEL、073-445-0520 FAX、073-445-0603  |  |  |  |  |  |
| •長期療<br>養児 | 相談日=月~金曜日 9:00~17:45<br>和歌山市紀三井寺 8 1 1 - 1 県立医科大学附属病院 3 階  |  |  |  |  |  |
| 心の<br>悩み   | 和歌山市紀三升守8 1 1 - 1 - 県立医科大学附属病院3階 <b>県精神保健福祉センター</b> こころの電話 Tel. 073-435-5192 FAX. 073-435-5193 (聴覚・言語に障害のある人) 相談日=月~金曜日 9:30~12:00、13:00~16:00 和歌山ビック愛(注1) 2階 自殺対策 Tel. 073-424-1700 FAX. 073-435-5193 ひきこもり支援 Tel. 073-424-1713 FAX. 073-435-5193 相談日=月~金曜日 9:00~17:45 (自殺対策・ひきこもり支援) |  |  |  |  |  |
| 外国人の<br>生活 | <b>県国際交流センター</b> TEL. 073-435-5241 FAX. 073-435-5243 【英語・中国語】相談日=月・火・木・金・土曜日 10:00~16:00 【フィリピノ語】相談日=月・木・土曜日 10:00~16:00 和歌山ビッグ愛 (注1) 8階   |  |  |  |  |  |
| 警察安全       | <ul><li>犯罪被害や県民の安全・平穏等に関する相談<br/>県警察本部警察相談課<br/>#9110 (プッシュ回線・携帯電話等) 又は Tel. 073-432-0110<br/>※緊急を要する場合は1 1 0番<br/>相談日=毎日 24 時間 (夜間及び土・日曜・祝日は当直)</li></ul>   |  |  |  |  |  |
| 犯罪<br>被害者  | 県庁県民生活課 Tal. 073-441-2350 相談日=月〜金曜日 9:00〜17:45 (公社) 紀の国被害者支援センター Tal. 073-427-1000 相談日=月〜金曜日 10:00〜16:00 土曜日 13:00〜16:00 女性臨床心理士による性被害を含む女性専門相談日=第 1 ・ 3 土曜日 13:00〜16:00   |  |  |  |  |  |

海草振興局総務県民課

那賀振興局総務県民課

伊都振興局総務県民課

Tel.  $073-441-3344 \ / \ FAX. \ 073-423-9269$ 有田振興局総務県民課

Tel. 0736-61-0006 / FAX. 0736-61-0007 Tel. 0736-33-4900 / FAX. 0736-33-4916

日高振興局総務県民課

西牟婁振興局総務県民課

東牟婁振興局総務県民課

 $\mathsf{Tel.}\ 0\,735 - 21 - 96\,50\ /\ \mathsf{FAX}.\ 0\,73\,5 - 2\,1 - 9\,636$ 

- ※ 面接相談、弁護士相談は事前予約が必要です。
- ※ 相談日については、祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なる場合がありますので、 詳細はお問い合わせください。
- (注1)和歌山ビッグ愛:和歌山市手平2-1-2
- (注2) 市町村が設置する高齢者の生活を支援する総合窓口



#### わかやま人権パートナーシップ推進事業のご案内 (企業・団体の皆さんへ)

県と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を結んで、 積極的に人権尊重への活動を行いませんか

#### ゙協定を締結すると・・・

- ①人権研修を実施する場合に講師派遣や人権啓発DVDをお貸しします。(無料)
- ②活動の内容を県のホームページや情報誌などで広く紹介します。
- ③人権に関する行事等を電子メールなどでお知らせします。
- ④人権に関する活動の推進方法などについてご相談に応じます。

#### ◆問い合わせ

和歌山県 企画部 人権局 人権施策推進課 TEL:073-441-2566 FAX:073-433-4540

各振興局 総務県民課 (電話番号はP26をご参照ください。)



人権問題にかかわる各種資料や情報の収集・発信、人権啓発教材の充実、指導者の 養成をはじめ、さまざまな啓発を行っています。

#### 施設紹介

#### 人権ギャラリー/研修室

- 各種資料展示
- 人権問題の研修会・展示会としての無料 貸出(内容による制限あり)
- 利用時間

月〜土曜日 9:30〜17:00 ※祝日・年末年始(12/29〜1/3)は 休館日です。

■ 所在地 〒640-8319

和歌山県和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 2F

#### 🤼 人権ライブラリー

- 人権に関する図書、資料 小学生から大人まで学べる図書約 5,200 冊
- 人権に関するビデオ・DVD 子供向けアニメからドラマ、企業向け研修用 のものまで約 450 本
- 人権ライブラリー利用時間 月曜日〜土曜日 9:30〜17:00まで (日曜、祝日、振替休日の月曜日、12/29 〜1/3は休館)

■ 問い合わせ TEL:073-435-5420 FAX:073-435-5421 E-mail:mail@w-jinken.jp



平成25年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要 発行、和歌山県企画部人権局人権施策推進課